

加盟団体スポーツ仲裁規則改正

現行	改正案
第8条（代理及び補佐）	
<p>当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認めないことができる。</p>	<p>当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認めないことができる。<u>ただし、弁護士でなければ代理人となることができない。</u></p>
第14条（仲裁の申立て）	
<p>1～3 省略</p> <p>4 申立人は、仲裁申立ての際、加盟団体スポーツ仲裁料金規程に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。<u>申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立ては撤回されたものとみなす。</u></p> <p>5～6 省略</p>	<p>1～3 省略</p> <p>4 申立人は、仲裁申立ての際、加盟団体スポーツ仲裁料金規程に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。</p> <p>5～6 省略</p>
第37条（手続の非公開・仲裁判断等の公開・守秘義務）	
<p>1 仲裁手続及びその記録は、非公開とする。</p> <p>1の2 前項の規定にかかわらず、審問は、当事者全員が公開で行われることに合意する場合には、これを公開する。</p>	<p>1 仲裁手続及びその記録は、非公開とする。</p> <p>1の2 前項の規定にかかわらず、審問は、当事者全員が公開で行われることに合意する場合には、これを公開する。</p> <p><u>1の3 この規則の対象となる紛争に関して仲裁申立書の提出及び仲裁申立料金の納付がなされた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、当該仲裁申立てがなされた旨と共に、事案番号、申立日及びその申立てに係る競技団体の名称を速やかに公表</u></p>

<p>2 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を差し控えるものとする。</p> <p>3 前項に規定する範囲を除き、仲裁人、当事者及びその代理人又は補佐人、並びに日本スポーツ仲裁機構の関係者は、仲裁事案を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。</p>	<p><u>するものとする。</u></p> <p>2 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を差し控えるものとする。</p> <p><u>2 の 2 この規則の対象となる紛争に関して、申立人がその申立てをとりさげた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、その事実を速やかに公表するものとする。</u></p> <p>3 前 <u>3</u> 項に規定する範囲を除き、仲裁人、当事者及びその代理人又は補佐人、並びに日本スポーツ仲裁機構の関係者は、仲裁事案を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。</p>
附則	
<p>附則</p> <p>この規則は、2013年8月19日から施行し、同年6月27日に遡って適用する。</p>	<p>附則</p> <p>この規則は、2013年8月19日から施行し、同年6月27日に遡って適用する。</p> <p><u>附則 2</u></p> <p><u>この規則は、2014年4月1日から施行する。</u></p>

加盟団体スポーツ仲裁料金規程改正

現行	改正案
第3条（申立料金）	
申立料金は <u>100,000</u> 円とする	申立料金は <u>200,000</u> 円 <u>(税別)</u> とする
第4条（取下げ）	
<p>申立人が、第18条1項により仲裁申立てを取り下げた場合において、まだ仲裁人が一人も選任されていないときは、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に申立料金の<u>全額</u>を返還する。</p>	<p>申立人が、第18条1項により仲裁申立てを取り下げた場合において、まだ仲裁人が一人も選任されていないときは、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に申立料金の<u>半額</u>を返還する。</p>
附則	
<p>附則</p> <p>この規程は、2013年8月19日から施行</p>	<p>附則</p> <p>この規程は、2013年8月19日から施行</p>

し、同年 6 月 27 日に遡って適用する。	し、同年 6 月 27 日に遡って適用する。 <u>附則 2</u> <u>この規程は、2014 年 4 月 1 日から施行する。</u>
------------------------	---